

東京歯科大学における公益通報者の保護等に関する規程

平成 18 年 11 月 28 日
第 640 回 理事会制定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号以下「法」という。)に基づく東京歯科大学(以下「本学」という。)における公益通報者の保護、公益通報の処理その他必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「公益通報」とは、本学職員等(非常勤教職員、退職者及び委託又は派遣契約等により本学において就労する者を含む。以下同じ。)が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなく、本学又は本学の業務に従事する本学職員等による通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、その発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報することをいう。

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 通報対象となる法律(これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実

(2) 通報対象となる法律違反に対して、命令又は指示(以下「命令等」という。)が用意されており、かつ、当該命令等に違反することが罪となる行為である場合における当該法律に違反する事実

4 この規程において「部局長」とは、学監、千葉病院長、市川総合病院長、水道橋病院長、東京歯科大学歯科衛生士専門学校長、法人主事をいう。

第 2 章 管理体制

(総括者)

第 3 条 本学における公益通報の処理に関する総括者は、学長をもって充てる。

(通報窓口)

第 4 条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、大学事務局庶務課に、公益通報受付・相談窓口を設置する。

2 公益通報受付・相談窓口を担当者を置き、大学事務局庶務課長(以下「庶務課長」という。)をもって充てる。

第 3 章 通報処理体制等

(通報処理体制等の周知)

第 5 条 総括者は、公益通報受付・相談窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。

(公益通報の申出)

第 6 条 公益通報又は公益通報に関する相談は、書面、電子メール及び面談で行うものとする。

(通報の受付等)

第 7 条 公益通報受付・相談窓口において、公益通報を受けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知し、総括者へ報告するものとする。

2 本学の公益通報受付・相談窓口の職員以外の職員が公益通報を受けたときは、速やかに公益通報受付・相談窓口に連絡し、又は当該公益通報者に対し、公益通報受付・相談窓口に公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第 8 条 総括者は、前条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 総括者は、公益通報を受けた日から 20 日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等、前項の検討結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、総括者は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

3 総括者は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。なお、委員会の委員長及び委員は総括者が指名する。

4 委員会は、公益通報された事項に関する調査を実施するものとする。

5 委員長は、調査が終了した場合は、速やかに総括者に報告するものとする。

6 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

(調査の実施)

第 9 条 調査は、調査の対象部局に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

2 調査は、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

(部局長の協力義務)

第 10 条 調査の対象部局長は、円滑に調査が実施できるよう、当該調査を行う者に対し、協力しなければならない。

2 部局長は、前条第 1 項の規定により調査の実施上必要な行為を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(調査結果の通知)

第 11 条 総括者は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第 12 条 総括者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局長に対し是正措置等を講じることが命じなければならない。

2 部局長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を総括者に報告するものとする。

3 総括者は、第 1 項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に

関し、報告を行うものとする。

(被通報者等への配慮)

第13条 総括者は、第11条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報窓口の職員の義務)

第14条 通報窓口の職員又は調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口の職員でなくなった後も同様とする。

(調査等に係る適用除外)

第15条 この章の規定は、調査又は是正措置等の実施に関し、他の規程に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

第4章 公益通報者の保護

(解雇の禁止)

第16条 法第3条各号に掲げる公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、当該公益通報又は公益通報に関する相談をした者(以下「公益通報者等」という。)に対し解雇(非常勤教職員及び委託又は派遣契約等により本学において就労する者にあつては、当該契約の解除。)を行ってはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者等に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報者のフォローアップ)

第18条 総括者は、対象部局長に対し、通報処理終了後、公益通報者等が公益通報したことを理由とした不利益な取扱い及び職場内で嫌がらせが行われていないか等を適宜確認し、公益通報者等保護に係る十分なフォローアップを行うよう命じなければならない。

2 対象部局長は、前項を行った場合、速やかに、総括者に報告を行うものとする。

第5章 その他

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第19条 職員等以外の者からの通報又は大学が定める規程に違反する事実の通報については、第3章及び前章に規定する公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(庶務)

第20条 この規程に関する庶務は、大学事務局庶務課が行うものとする。

(実施規程)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総括者が定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。